

I 虐待とは

1	虐待とは	1
2	虐待の分類	2
3	虐待の判断	3
4	虐待の影響	4
5	虐待の背景	5
6	虐待の要因	6
7	虐待の段階	7
8	虐待の兆候	8
9	虐待の未然防止(予防)	9

1. 虐待とは

親は子どもの成長を喜ぶと共に、その成長を支えようと懸命になることは、ごく自然なことです。

しかし、保護者がいくら可愛いと思い、一生懸命に子どものために行った行為であっても、それが子どもにとって有害であれば、「自然なこと」として見逃されるべきではありません。

(1) 子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為

虐待とは「保護者¹⁾が、子ども⁴⁾に対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育⁵⁾を行わなかったりすることなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為」を言います。

(2) 子どもの立場が最優先

何気ない日常生活の背景には、大人（強者）、子ども（弱者）と言う権力構造が潜んでいることを見逃してはなりません。

虐待は「子どもが心身共に、安全で健やかに育っていく権利（人権⁶⁾）を侵害している」と考えるべきで、『児童虐待の防止等に関する法律』第3条では、「何人も、児童（子ども）に対し、虐待をしてはならない。」とされています。

また、『児童の権利に関する条約』⁷⁾（1994年5月発効）第6条2では、「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」としています。

したがって、何よりも「子どもの立場が最優先」されるかかわりや対応が求められることとなります。

- 1) 保護者 … 親・親権²⁾を行なう者、未成年後見人、その他現に監護³⁾する者
- 2) 親権 … 父母の未成年の子に対して持つ、身分上・財産上の監護・保護を内容とする権利・義務
- 3) 監護 … 未成年者を監督し保護すること
- 4) 子ども（児童）… 18歳未満の者（児童福祉法）
- 5) 適切な保護や養育 … 衣食住の世話や精神的・医療的ケアが行われていること
- 6) 人権 … 人間が人間らしく生きるための生来持っている権利（自由権、社会権、参政権、請求権）
- 7) 児童の権利に関する条約 第19条1「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」

2. 虐待の分類

『児童虐待の防止等に関する法律』（第2条）では、保護者がその監護する児童に対し、次にあげる行為をすることを虐待として、4つのタイプに分類しています。

虐待と疑われる行為

身体的虐待 「子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える行為」

殴る、蹴る、突き飛ばす（打撲傷、アザ・内出血、骨折、刺傷）タバコの火を押し付ける、首を絞める、溺れさせる、投げ落とす、落とす、熱湯をかける、逆さ吊にする、異物を飲ませる、身体を拘束する、冬に戸外へ閉め出す、激しく揺さぶる、布団蒸しにする、水風呂につける、など

性的虐待 「子どもにわいせつな行為をする。または（子どもをして）させる行為」

下腹部を見せる、下腹部に触る、性的行為を強要・教唆する、性的暴行・性交行為をする、性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など

ネグレクト 「子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は、長時間の放置、その他の保護者として監護を著しく怠る行為」

適切な食事を与えない、汚れた衣類を着続けさせる、極端に不潔な環境に生活させる、病気になっても医師に診せない、健康安全に無関心である、子の意に反して登校させない、家に閉じ込める、乳幼児を自動車に放置する、捨て子・置き去りにして外出する、子どもに必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断、無関心、怠慢）、保護者以外の同居人の虐待行為を放置する、など

心理的虐待 「子どもに著しい心理的外傷を与える（言動）行為」

「お前なんか生まれてこなければ良かった」など心を傷つける言葉、「死んでしまえ」などと怯えさせる言葉、大声で威嚇する、罵声を浴びせる、「可愛くない」と自尊心を傷つける言葉等を繰り返す、子どもを無視する（拒否的態度）、他の兄弟姉妹と著しく差別する、子どもの目の前で家族に暴力を振るう（DV）⁸⁾⁹⁾ など

親がしつけと称して虐待を認めなかったり、愛情を持って行ったと言った場合でも、子どもに著しい害が及ぼされたり、健やかな成長の妨げになる場合は虐待です。実際には単独でないことが多く、特に心理的虐待は、他と重複して生じることが殆どで、子どもの心理的な発達に対する影響は、身体的虐待よりも心理的虐待のほうが重大な要因となることが多いのです。

また、保護者以外の同居人による虐待行為や子どもの目の前で行われるDV等、子どもへの被害が間接的であっても虐待に含まれます。

8) DV（ドメスティック・バイオレンス）… 配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉・性的・社会的（交友の制限など）暴力、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さないなど）も含めて考える。

9) DV防止法 … 『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律』2001年10月施行

3. 虐待の判断

子どもは、未来に向かって成長の途上にあり、すべてについて未熟です。それだけに、無分別で無謀な目に余る行動にハラハラさせられたり、時には聞き分けの無さに閉口させられたりします。

そんな親子の関わりの中で行われる働きかけ（行為）の裏には、様々な事情や理由がある訳ですが、だからと言って虐待は許されると言うものではありません。

(1) しつけは親の意図的かかわり

どの親も、わが子を「自分のことは自分で出来る」「他人に迷惑をかけない」「他と上手くかかわれる」等といった力を身につけさせたいと願っていると思います。しつけは子どもへの愛情を基に、心身の健やかで望ましい成長発達、人格形成のためになされるものです。

つまり、“しつけ”とは「子どもが社会の中で自立した人間として育つ（社会のルールなどを子ども自身が身につけ社会に適応していける）」ようにと、意図的にかかわる行為であると言えます。

☆令和2年4月1日に施行される、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されます。

(2) 虐待は子どもの視点で判断

一つの具体的な行為が虐待に当たるかどうかは、その頻度や内容・程度によるもので、一概に言えることはありませんが、子どもに対する愛情や自立への願いなどと言った「親の意図の程度（度合い）」で判断されるものではないということを踏まえる必要があります。

たとえ“しつけ”を意図して行われた行為であっても、保護者が現実に、子どもに傷を負わせたり、人格を否定したりするようなことを継続的に行って、結果的に子どもの健やかな育ちに悪い影響を与えているとすれば、それは虐待と判断されることになるのです。

虐待であるかどうかは、親の事情とは関係なく、子どもの視点から判断することが大切なのです。

一般の家庭環境であっても、親が子どもを支配する（権力構造）傾向になりがちです。その意味で、どの親（保護者）も『子ども虐待』の加害者となる危険性を持っていると言えます。

子どもたちの安全や人権を守るためには、子どもの視点に立ち、子どもにとって有害となるおそれのある不適切な関わりが行われていないか「子どもの状況」「保護者等の状況」「生活環境」等から総合的に判断することが重要です。

※ 要保護児童とは 「保護者のいない児童（子ども）又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（子ども）」（児童福祉法）

4. 虐待の影響

虐待を受けることで、子どもは人権を著しく侵害されたり、苦痛やひもじさにあえいだりするだけで無く、心身に深く傷を負います。時には生命さえ脅かされることもあります。

その結果、子どもは逃げ場を奪われ、心身、情緒、行動、人格形成などの発達に深刻な影響となって現れることがあります。それが長期に及ぶこともまれなことではありません。更には、個々の問題だけに留まらず、次世代に虐待的親子関係を引き継ぐおそれのある重大な社会問題でもあるのです。

身体への影響

- ・ 暴力による外傷・骨折、脳の障害や火傷などの後遺症、時には死亡や恒久的障害
- ・ 栄養不足などによる低身長、低体重（発達遅滞）
- ・ 肥満、皮膚病、第二次性徴の遅れ など

知的発達への影響

- ・ 栄養不足、感覚刺激の不足による発育障害や発達の遅れ
- ・ 知覚、記憶、思考などの機能に歪みや遅れ など

精神・心理面への影響

- ・ 大人や他人に対する被害妄想（危害を加える人の認識）
- ・ 自尊心・自己評価の低下（自分はダメ・悪い人）
- ・ 他者認識、自己認識に歪み
- ・ 虐待体験によるトラウマ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）¹⁰⁾
- ・ 対人恐怖、情緒不安、抑うつ状態などの精神症状、心理反応 など

行動面への影響

- ・ 自分より弱い立場に、粗暴な言動
- ・ 対人関係障害（緊張、攻撃性、引きこもり）
- ・ 自傷行為や食行動の異常（拒食、過食、偏食）
- ・ 極端な人に対する甘え（追いつがりが、寂しさ解消など） など
- ・ 身辺自立（食事、排泄）の遅れ（暴力に怯える）
- ・ 感情の押さえ込みからの大暴れ（パニック）
- ・ 万引き、薬物依存

世代間連鎖

- ・ 虐待を受けた子が大人になり、無意識のうちに自分の子に対しても虐待を行う など

※ これらは、絶対的因果関係として断定したものではありません。したがって必ずそうなるというものではなく、傾向や心配な点を示したものです。

10) PTSD「心的外傷後ストレス障害」「トラウマ」… 地震、交通事故、監禁などの強いストレスの後に起きる精神障害（不安、睡眠障害、抑うつなど）が見られ、夢や錯覚により外傷を繰り返して体験する。

5. 虐待の背景

子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の著しい変化は、子どもへの虐待を引き起こしたり、深刻化したりする状況と全く無関係ではありません。支援の手掛かりを掴む上でも、虐待の起こる背景に目を向け、きちんと理解することは意味のあることと考えます。

(1) 地域コミュニティの希薄化

つい最近まで私たちの生活は、地域コミュニティの横のつながりの中で支えられたり、癒されたりしてきました。しかし、近年は地域の間人間関係が希薄になり、またプライバシーの名の下に煩わしい人間関係を避ける傾向が強まっています。その結果、地域コミュニティは希薄化し、地域社会から孤立した家庭という密室の中で、子育てが行われる恐れがあります。

近隣との関係が希薄になってきている現代社会にあつて、育児に関するアドバイスや手助けが受けにくい状況が、虐待を生む背景として見逃せません。

(2) 家族形態の多様化

少子化や、核家族をはじめ、ひとり親家庭、ステップファミリー¹¹⁾など家族形態の多様化などにより家族のあり方も変わってきています。

親になるまでに、子育ての「良い塩梅（ほどあい）」を体得する機会（育み）が以前よりも少なくなっているほか、親になってからも、気軽に相談できる相手が少なくなっています。小さなキッカケが健全な家族のバランスを崩し、追い詰められて虐待をしてしまう背景も見逃せません。

(3) 仕事、家事、育児の負担感

社会経済環境の変化や働き方の多様化などによる女性の社会進出により共働き家庭が増加するなか、依然として、母親が仕事や家事、育児の大部分を一人で担う、いわゆる「ワンオペ育児」¹²⁾など、母親の負担が大きくなっている状況もうかがえます。

日頃の仕事や家事の忙しさに加え、子育てへの不安や負担感から、子育てに喜びを感じられないことなどから、ストレスを抱え、虐待に進展する場合も考えられます。

(4) 情報の氾濫

その一方で、子育てに関する情報は、社会に氾濫しています。どの情報が正しいのか、どう対応したら良いか、多様な価値観や事例（情報）の中で親の混乱はかえって深まることも多いのです。

11) ステップファミリー … 血縁でない親子関係

12) ワンオペ育児 … 夫婦のどちらか一人が、仕事、家事、育児のすべてをこなさなければならない状態

6. 虐待の要因

社会的な歪み（価値観や行動の多様化や関係の希薄化などによる）や家庭内の権力構造（大人と子ども）など社会的背景やちょっとしたキッカケで虐待は、起こってしまいます。

虐待は、特別に起こる事柄と言うよりは、普段の子育てや生活問題の延長線上で起こる事柄と捉えられます。しかもそれは、様々な要因が複雑に絡み合っていることがよくみられます。

要因を一つでも取り除き、軽減することで、虐待防止や再発の抑止力となるだけでなく、子育て支援や生活支援に繋がることになります。

虐待に繋がるキッカケとなりそうな要素

家庭の要因

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 夫婦の仲が良くない | ② 定職についていない（転職、失業） |
| ③ 住まいが定まらない（転居） | ④ 経済的に苦しい |
| ⑤ 内縁者や同居人がいる | ⑥ 子連れの新婚家庭（ステップファミリー） |
| ⑦ 親族や近隣等から孤立している | ⑧ 乳幼児健康診査を受診していない |
| ⑨ ひとり親家庭 | ⑩ 配偶者からの暴力（DV） |

子どもの要因

- | | |
|---|--------|
| ① 望まない妊娠により出生した | ② 非血縁子 |
| ③ 新生時期に親と一緒に過ごしていない（愛着形成 ¹³⁾ 不足） | |
| ④ 手のかかる、育てにくい（病弱、多動、双子、未熟児等） | |
| ⑤ 発達に遅れや偏りのある、障害を抱えている | |

保護者の要因

- ① 育児に不安がある（ストレス、マタニティーブルー¹⁴⁾、産後うつ）
- ② パートナーが育児に非協力的である
- ③ 感情や情緒が不安定である（依存的、攻撃的、衝動的）
- ④ 知的、精神的問題を抱えている
- ⑤ 被虐待体験を持っている（虐待の世代間連鎖）
- ⑥ 育児の経験が不足（しつけを急ぐ態度）している
- ⑦ 精神疾患、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存などを抱えている
- ⑧ 妊娠そのものを受容することが難しい

環境的要因

- ① 近所の人との付き合いが薄い（地域からの孤立）
- ② 育児に関して相談できる人がいない（核家族化）

※ 子どもの虐待は、様々な要因が重なって起こります。これらの要素は「うっかりすると虐待発生のきっかけとなりかねない」という予防的示唆であって、虐待を断定するものではありません。また、養育支援の必要とする要素や、リスク要因を多く有していたとしても、直ちに「虐待のおそれがある」と判断することは出来ません。

13) 愛着（形成）… 慣れ親しんでいる人や物に心を引かれ離れ難く感ずること（母子間の結びつき）

14) マタニティーブルー… 出産直後の母親に見られる抑うつや情緒不安定な状態

7. 虐待の段階

虐待を「する」「しない」という2種類の親がいるわけではありません。「生命に危険を及ぼす虐待をしてしまう親」「育児困難や育児不安を抱えている親」「失敗や不安を抱えながらも、子どもを健全に育てている親」などと、その危うさや困難さは様々です。しかもその差は連続的且つ流動的であることから、幾つかの段階（レッドゾーン、イエローゾーン、グレーゾーン、ホワイトゾーン）に区切って捉えることが出来ます。発見者や援助者はその段階を踏まえて、対応の手順や適切な援助の仕方・見守りの体制などを考えていくことになります。

(1) 虐待の段階

① レッドゾーン（最重度・重度の段階）

- ・ 虐待が生命に及んだり、危機的・重篤で緊急性が高かったりして、親と一緒に生活することが、極めて危ぶまれる状況（親子分離）にある。
- * 行政機関（児童相談所、警察）の強制的介入が必要な段階 ……〔一時保護、里親、施設入所〕

② イエローゾーン（中度・軽度の段階）

- ・ 危険性・緊急性は薄いものの、虐待が認められ、再発や虐待のおそれの極めて高い、不安定で何らかの指導や支援が必要な状況（在宅支援）にある。
- * 行政機関や関係機関の指導や支援が必要な段階 ……〔進行予防、早期把握、積極的支援〕

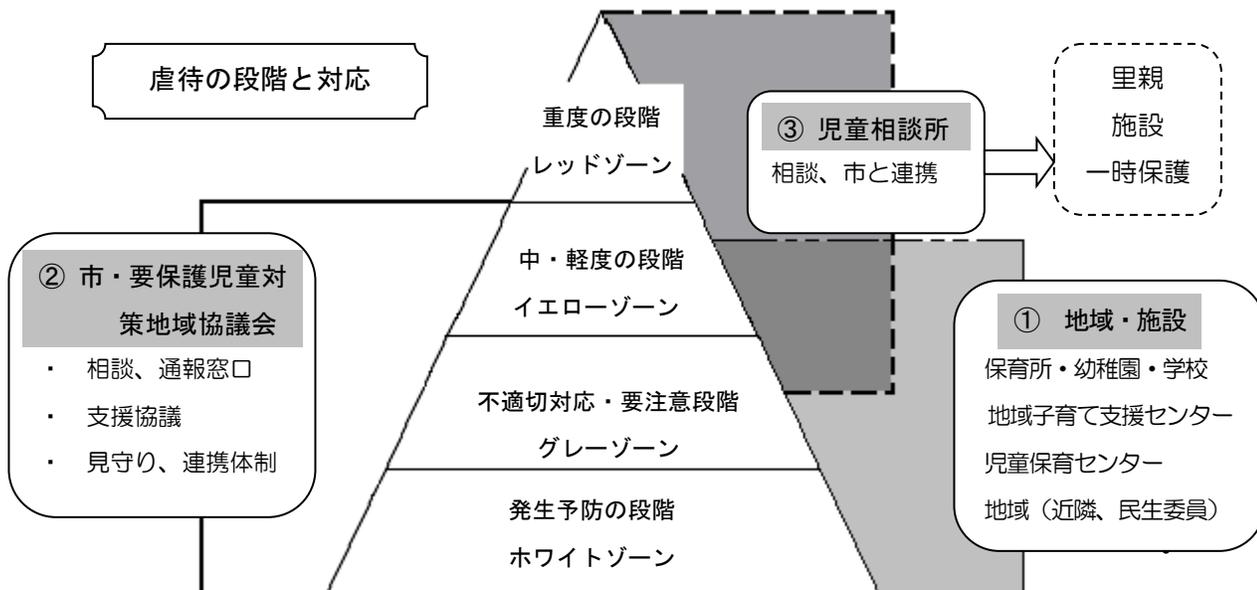
③ グレーゾーン（不適切対応・要注意の段階）

- ・ 不適切な育児や養育困難な状況にあり虐待が危ぶまれる状況（見守り連携）にある。
- ・ 育児に不安を抱えながらも、親族や近隣から孤立状況にある。
- * 地域や関係機関で相談に応じたり、連携した見守り・支援の段階 …〔早期把握、発生予防、進行予防〕

④ ホワイトゾーン（発生予防の段階）

- ・ 一般的な育児不安や悩みを抱えながらも、健全に養育している状況にある。
- * 地域や関係機関の交流・支援事業（施設）や活用の周知の段階 …〔発生予防、活動の周知、相談支援〕

(2) 関係機関の対応



☆ これら（虐待の段階）に関連する内容は『重症度・緊急度の判断基準と対応』（P23）にも触れています。ご覧ください。

8. 虐待の兆候

虐待は、突如として起こるものばかりではありません。その多くは、虐待に至るまでの経過があり、事前に何らかのSOSや兆しを発していると考えられます。私たちは、虐待との出会いを通す中で、その兆候と考えられる共通の表情や表出に気づかされます。虐待を最小限、或いは未然に食い止めるためにも、兆候に着目した心掛けが大切です。

虐待の被害を受けた子どもに見られることが多い兆候

虐待は、現実には重複していることが多く、この分類も便宜的なものです。また、ここに掲げる行動や表出をもって、直ちに虐待と断定するものでなく、懸念を持ちながら注意した見守りに心掛けることで、未然防止に繋げようというものです。

(1) 身体的な虐待の兆候

- ・低身長、低体重、発育不良等がうかがえる
- ・十分説明のつかない骨折、アザ、火傷、顔の傷
- ・新旧混在する傷跡（繰り返される）
- ・統制できない行動（パニック、怒り）をとる

(2) 性的な虐待の兆候

- ・急に性器への関心が高まる
- ・他の子の性器を触ろうとする
- ・性的話題が増える
- ・年齢に不釣り合いな性知識がある
- ・性的非行がある
- ・無断外泊をする

(3) ネグレクト的な兆候

- ・無気力である
- ・発育不足がうかがえる
- ・ガツガツ食べる、隠れて食べる
- ・身体、服の汚れが見られる
- ・ひどい悪臭を感ずる
- ・季節・気候に合わない服装をしている
- ・汚いボサボサの髪をしている
- ・不潔な環境にいる
- ・必要な医療を受けていない
- ・うつ状態で受動的である。

(4) 心理的な虐待の兆候

- ・自尊感情の欠如がうかがえる
- ・いつも極端に承認を求める
- ・敵意的、挑発的、口汚くののしる

(5) どの虐待にも共通に感じられる兆候

- ・挑発的で攻撃的言動が多い
- ・怯えている
- ・人を寄せ付けない
- ・親や周りの大人の顔色をうかがう
- ・緊張度が極めて高い
- ・感情表現が乏しい
- ・自傷行為が見られる
- ・言動に過敏な反応
- ・人にへばりつくようにしていることが多い
- ・服を脱ぐことを極端に嫌がる
- ・欠席傾向にあったり、不登校であったりする
- ・過食や拒食の傾向が見られる
- ・虚言、薬物使用、援助交際等の問題行動が見られる
- ・万引きや徘徊や家出をすることがある

☆ これらの内容については『早期発見のための目配り気配りチェックポイント』とも関連しますのでご覧ください。

9. 虐待の未然防止（予防）

子どもは一人ひとりの個性に応じ、安全に安心にして、発達・成長する権利を持っています。子どもの健やかな成長（権利）を保障することは、社会全体の責務です。虐待は、子どもの成長・発達を阻む大きな要素と考えられます。従って虐待に至る前の未然防止や再発防止に着目していくことが重要です。児童虐待の防止等に関する法律では、三段階の予防を提示しています。

（1）虐待が起きる前の対応の段階（1次予防）

① 虐待を許さない社会づくり

虐待を生み出す社会や地域の状況を見直して、子どもへの虐待を無くすための社会のあり方（原因療法¹⁵⁾）を考える必要があります。その上で、虐待や人権に関する社会認識の浸透を図ることです。つまり、虐待を許さない社会の雰囲気作りです。（地域交流、社会参加などの生活行動への働きかけ、虐待を許さない社会のあり方の地域理解や認識の浸透のための広報・啓蒙活動などの工夫と努力）

② 子育てにやさしい街づくり（市の各機関）

子どもが安心して暮らせる環境作りや不安を抱えている家庭に対し、地域や関係機関がきめ細かな支援を行うことが虐待を未然に防ぐことに繋がります。（子育てについての悩みなどを気軽に相談・支援できる場の確保や周知の工夫、子育てサービスの活用推進のための工夫と努力）

③ 支えあっていく地域づくり（近隣・地域）

「さり気無く気にかける」「ささやかな心配り」「ちょっとした一声」などの近隣地域の気取りの無い身近なかかわり（実家機能）が虐待の芽を摘むことに繋がります。また、育児不安や心配にいち早く気づき（発見）、関係機関と繋げることで、問題の解消・軽減に繋がります。

（2）虐待への早期発見、早期対応の段階（2次予防）

① 早期発見 … 確証が得られるまで行動を起すことをためらっていると最悪の結果になるおそれがあります。何気ない生活の中の『不自然さ』に目を留めることが大切です。

② 早期対応 … 『不自然さ』を感じたら「帯広市子育て支援課」や「帯広児童相談所」などの関係機関に通告（相談）するなどの行動を起すことが重要です。

③ 適切で迅速な対応 … 児童の安全確保、迅速な対応・連携、担当者による共通理解が大切です。

（3）再発防止、家族再統合の段階（3次予防）

① 過去の体験を反省して、虐待が起こらない、起さない家族関係を新たに築くことが求められます。

② そのためには、周囲の人々の理解と関係機関で役割を分担し、連携して長期的視野に立った支援が重要になります。

15) 原因療法…疾病原因の除去を目指した治療法

対症療法…表面に現れた種々の症状に適切な処置を行って患者の苦痛を除くことを主眼とした治療法